

軽自動車税（種別割）の税率についてのご案内

原動機付自転車および二輪車等

区分		税率
原付第一種	(排気量が50cc以下、定格出力が0.6kw以下)電動キックボード等	2,000円
原付第二種乙	(排気量が50ccを超え、90cc以下、定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下)	
原付第二種甲	(排気量が90ccを超え125cc以下、定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下)	2,400円
ミニカー	(排気量が50cc以下のもの)	3,700円
軽二輪	二輪車(側車付を含む)・ボートトレーラー等(排気量が125ccを超え、250cc以下)	3,600円
二輪の小型自動車	(排気量が250ccを超えるもの)	6,000円
小型特殊	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

四輪・三輪等

区分		旧税率 ※1	新税率 ※2	重課税率 ※3
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

※1 平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両

※2 平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両

※3 初度検査から13年以上経過した車両

ただし、燃料種類が「電気」「天然ガス」「メタノール」「混合メタノール」「ガソリンハイブリッド」のもの、及び被けん引車を除く)

車検証の「初度検査年月」欄に記載のある年月により、適用される税率が異なります。

また、令和7年度課税においては、令和6年4月1日～令和7年3月31日までに初度検査をうけた車両のうち、一定の燃費基準を達成しているものについて軽課税率が適用されます。

※軽課が適用されるのは、初度検査の翌年度のみです。燃費基準の達成状況は、車検証の「備考」欄に記載されています。

区分		標準 新税率	軽課税率 (1)	軽課税率 (2)	軽課税率 (3)
四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	—
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	—
		営業用	3,800円	1,000円	—
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

(1) 電気自動車、天然ガス軽自動車

(2) 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準90%達成車

(3) 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準70%達成車

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

ただし、ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

令和7年度軽自動車税(種別割)は、令和7年4月1日の所有状況により課税されます。

軽自動車を売ったり、買ったり、廃棄した時は必ず申告が必要です。車両種別により手続き場所が異なりますので、ご確認のうえ、所定の場所で手続きしてください。

木津川市役所 税務課 市民税係
☎0774-72-0501(代表)

減免について

申請期限：令和7年6月2日（月）

心身に障がいのある方のために使用されている車両については、一定の要件に該当する場合に軽自動車税（種別割）の減免を行っています。※申請期限をすぎた場合は、一切受付できません。

【減免をうけられる障がいの程度】

障がいの程度	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級～4級	特別項症～第6項症
聴覚障がい	2級～4級	特別項症～第4項症
平衡機能障がい	3級、5級	
音声機能障がい (喉頭摘出に限る)	3級	特別項症～第2項症
上肢不自由	1級～3級	特別項症～第6項症
下肢不自由	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
体幹不自由	1級～3級、5級	
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能 移動機能	1級～3級 1級～6級
心臓機能障がい	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸機能障がい		
小腸機能障がい		
HIVによる免疫機能障がい	1級～4級	特別項症～第3項症
肝機能障がい		

身体障害者手帳、戦傷病者手帳
左表のとおり。

ただし、戦傷病者手帳で昭和28年恩給法の改正に係る附則第22条の規定により恩給法附則別表第5に対する改正前の第3款症は、現在の第4款症となるため、減免できません。

療育手帳

「A」。療育手帳がない場合は、
権限ある機関が発行する「重度
の知的障がい者」であることの
証明書が必要。

精神障害者保健福祉手帳

「1級」又は国民年金法施行令
別表に定める1級の精神障害者の
状態と同程度の状態であり、
精神通院医療に係る「自立支援
医療費受給者証」が交付されて
いること。

【減免をうけられる軽自動車】

- ① 18歳未満の障がい者、重度障がい者の場合は本人または生計を一にする方が所有し、運転する軽自動車
※18歳未満であるかどうかは、その年の4月1日現在で判定します。
- ② ①以外の障がい者の場合は、障がい者本人が所有し、本人または生計を一にする方が運転する軽自動車
- ③ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合は、本人が所有し、常時介護する方がもっぱら障がい者のために継続的に運転する軽自動車
※「障がい者と生計を一にする方」「常時介護する方」は別途、証明（確認）が必要です。

- ★ 車検証又は軽自動車届出済証等で「自家用」のもの
- ★ 所有権留保車両は車検証の使用者を所有者とします
- ★ 1人1台（普通自動車を含む）に限ります

【申請に必要なもの】

- ① 減免申請書（税務課窓口にあります。）
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証も必要）のいずれか
- ③ 運転する方の運転免許証
- ※ 運転免許証に代わってマイナ免許証でも受付可能です。
 - ・マイナ免許証の券面には免許情報が記載されないため、ご自身のスマートフォンでマイナポータルやマイナ免許証読み取りアプリを使用して免許情報を画面上に表示させる必要があります
 - ・免許情報をスマートフォンに表示させた画面のスクリーンショットを紙で印刷したものをお準備して税務課窓口までお越しください。
- ④ 減免を受けようとする軽自動車の自動車検査証（車検有効期限内のものに限る、250cc以下のバイクは不要）
※ 電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」が必要となります。（電子車検証のみでの受付は不可）
- ⑤ 令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書・納付書
- ⑥ 納税義務者の個人番号通知カード、または個人番号カード（マイナンバーカード）

申請場所 税務課（支所では申請出来ません）

市税の納付に関するご案内

- 口座振替について ~安全・便利・確実な、口座振替（自動引き落とし）をおすすめします~
・一度お申込みいただくだけで、あなたの預貯金口座から継続して自動的に市税を納付できます。

【口座振替の申込方法】

『口座振替納付依頼書』に記入・押印（預貯金口座届出印）して、指定金融機関※窓口にご提出ください。

- ・『口座振替納付依頼書』は、市内の指定金融機関※、市役所税務課の窓口に備え付けています。
※南都銀行、京都銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、京都中央信用金庫、奈良信用金庫、近畿労働金庫、京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局
- ・市外の指定金融機関をご利用の場合、税務課収納係に連絡いただければ『口座振替納付依頼書』を郵送します。
- ・指定金融機関窓口にご提出の際は、念のため「預貯金通帳」「納税通知書」をご持参ください。
- ・口座振替は、金融機関との手続きに1か月程度時間を要します。

- 口座振替をご利用の皆様へ（納付にあたっての注意点）

- ① 領収証書は発行されません。通帳の記帳でご確認ください。
- ② 納税通知書に記載された納期限の日に口座振替を行うので、残高にご注意ください。残高不足等で口座振替できなかった場合は、市役所から届く口座振替不能通知書にて納付してください。
- ③ 個人情報保護のため、納税通知書に記載する口座番号は、一部を*印表示しています。
- ④ 口座振替を一定期間利用していなかった場合は、再度、口座振替の申込みが必要となります。（納税通知書に納付書を同封します。）
- ⑤ 納付書納付に変更を希望する場合は、令和7年5月16日（金）までに収納係へ連絡してください。口座振替を停止し、納付書を送付します。※複数台所有の場合、1台のみの停止はできません。

- 口座振替の継続検査用納税証明書について

口座振替の方については、車検が必要な車種分のみ、6月中旬に継続検査用納税証明書を郵送します。

納税証明書がお手元に届く前に車検日が到来する場合は、令和6年度納税証明書の有効期限（令和7年6月1日）までに車検を受けていただくか、市役所、加茂・山城支所窓口で令和7年度納税証明書を請求してください。※口座振替確認のため、必ず令和7年度軽自動車税（種別割）の振替が記帳された「預金通帳」を持参してください。

○ 納付書をご利用の皆様へ

(1) 納付場所・方法について

- 取り扱い可能な金融機関・コンビニ・スマートフォン決済サービス等は、納付書の裏面に記載しています。



左のエルマークがある納付書は、
地方税統一 QR コード に対応する次
の場所/方法で納付できます。

- 全国の金融機関窓口
- スマートフォン決済サービス（各種 Pay
アプリ）
- 『地方税お支払サイト』（インターネットバンキング、
クレジットカード 等）

※ 地方税統一 QR コード 対応の有無、取扱い開始時
期はそれぞれ異なります。

詳しくは『地方税お支払サイト』をご覧ください。

『地方税お支払サイト』

<https://www.payment.elta.go.jp/>



利用可能な金融機関・スマート
アプリ等は、「よくあるご質
問」から確認いただけます。

※お支払には、納付書(納入済通知書) 表面
の eL-QR をご使用ください。

※なお、市役所への問い合わせは対応で
きません。

(2) 納付にあたっての注意点

- 納付書に記載された「コンビニ取扱期限」後は、コンビニ、スマートフォン決済サービス、『地方税お支払サイト』での納付はできなくなります。市役所（支所・西部出張所）、金融機関窓口で納付してください。
- コンビニ、スマートフォン決済サービス（バーコード読み取りの PayB、PayPay 請求書払い）は、納付書の金額が 30 万円を超える場合は取扱いできません。
- ②以外のスマートフォン決済サービス、インターネットバンキング、クレジットカードの取扱い上限額は、サービス等によって異なります。また、クレジットカードの他、一部のサービス等では手数料が発生します。
- 領収証書が発行されるのは、市役所（支所・西部出張所）、金融機関窓口、コンビニのみです。領収印を押した領収証書は、納付の事実を法的に証明する書類ですので、大切に保管してく
ださい（コンビニで支払われた場合は、領収証書とレシートを併せて保管してください。）。

○ 督促状について

納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状を発送し、徴収・滞納整理について京都地方税機構※に移管します。

※京都府と京都府内の市町村（京都市を除く）が構成する特別地方公共団体で、構成団体から滞納案件の
移管を受けて、税金等の徴収・滞納整理を行っています。

○ 領収証書は継続検査用納税証明書です

軽自動車（四輪・三輪）と二輪の小型自動車の車検には継続検査用納税証明書が必要です。
納付書についている軽自動車税（種別割）納税証明書（納付されると領収印が押印されます）
は、車検時に必要となる書類ですので、大切に保管してください。ただし、標識番号欄が**印
で消字されている場合、車検時に継続検査用納税証明書として利用できません。前年度以前の軽
自動車税が未納となっている可能性がありますので、収納係までお問い合わせください。

※地方税お支払いサイトやスマートフォン決済サービスにて納付された場合、領収書は発行され
ません。車検等で必要な場合は市役所または支所の窓口にて軽自動車税（種別割）納税証明書をご
申請ください。

《お問い合わせ先》 木津川市役所 税務課 TEL：0774-75-1203（直通）

（課税の内容について）市民税係 （市税の納付について）収納係